

会費等に関する規程

第1条（目的）

この規程は、公益社団法人日本パワーリフティング協会（以下「本協会」という）の定款第7条に定める入会金及び会費について必要な事項を定めるものである。

第2条（会費）

- 1 定款第5条第1項第1号に規定する本協会各会員の会費は、次のとおりとする。
 - (1) 正会員は、年額50,000円とする。
 - (2) 準会員は、年額10,000円とする。
 - (3) 個人賛助会員は、年額5,000円（一口あたり）とする。
 - (4) 法人でない団体賛助会員は、年額50,000円（一口あたり）とする。
 - (5) 法人賛助会員は、年額100,000円（一口あたり）とする。
- 2 名誉会員については、会費を納めることを要しない。

第3条（入会金）

定款第5条第1項第1号に規定する本協会の正会員に関わる入会金は、100,000円とする。

第4条（納入時期等）

- 1 第2条第1号乃至第4号に規定する会費は、毎年度4月末日までに別に定める所定の申請書を添えて納めなければならないものとする。なお、納入方法については別に定める。ただし、新規入会会員は、第3条に定める入会金とともに入会時に納入するものとする。
- 2 第3条に定める入会金は、申し出に基づいて理事会の決議による承認があれば、分割納入することができる。なお、納入方法については別に定める。

第5条（協議事項）

この規程の実施に関して必要な事項の他、この規程に明記のない事項又は疑義のある事項については、理事会にて協議の上、解決を図るものとする。

第6条（規程の改廃）

この規程の改廃は、理事会で審議し、社員総会で決議する。

<附則>

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この規程は、平成25年12月21日に改訂し、同年4月1日に遡って施行する。
- 3 この規程は、平成26年5月17日に改訂し、同年4月1日に遡って施行する。